

長期ごみ処理広域化・集約化計画策定支援業務委託仕様書

1 目的

県は、「岡山県ごみ処理広域化計画（平成 10 年 3 月策定）」、「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成 19 年 3 月策定）」、「第 4 次岡山県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）」及び「第 5 次岡山県廃棄物処理計画（令和 4 年 3 月策定）」を策定し、県下を 6 ブロックに区分し、ごみ処理広域化を推進してきたところである。しかしながら、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化を推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があるため、長期的な広域化・集約化に係る計画（以下、「長期広域化・集約化計画」という。）を新たに策定する。

令和 7 年度は、計画策定に向けた基礎調査を行う。

2 業務内容

令和 6 年 3 月 29 日付け、環循適発第 24032923 号（以下「国通知」という。）「2. 長期広域化・集約化計画の策定」及び「3. 長期広域化・集約化計画に記載する内容」に沿って、計画策定を進めるものとし、具体的には以下の業務を行う。

ただし、企画提案の内容により、業務内容の一部を変更する場合がある。

なお、長期広域化・集約化を検討する対象施設は、ごみ焼却施設（一般的な可燃ごみを継続処理する焼却施設を想定し、スポット的に処理困難物等を処理する焼却施設は含まない）、マテリアルリサイクル推進施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場とするが、ブロック区割りはごみ焼却施設を基準とし、その他施設は処理体制や処理の方向性を整理するまでを想定している。

(1) 基礎調査（市町村ごとの人口、地域特性）

(2) 市町村の状況整理及び意向調査

ア 状況整理

市町村一般廃棄物処理計画及び循環型社会形成推進地域計画を踏まえ、現在の処理施設の状況及び将来の施設設備計画を整理すること。

イ 意向調査

上記アの結果も踏まえ、下記項目について市町村（一部事務組合を含む。）アンケート調査を実施（調査票の発出は県が行う。）し、内容を集計し、整理する。

(ア) 一般廃棄物処理における諸課題

(イ) 広域化・集約化の意向及び課題

(ウ) 上記（ア）では把握できない、将来の施設整備・改修計画

(エ) 2050 年を見据えた上でのごみ処理の課題

(オ) 広域化・集約化において県に期待すること。

(カ) その他（長期広域化・集約化計画策定に資する事項を提案すること。）

(3) 廃棄物処理技術動向の調査

以下の施設について、技術動向を収集・整理する。

- ア エネルギー回収型廃棄物処理施設
- イ プラスチックリサイクル施設
- ウ 有機性廃棄物リサイクル施設

(4) ごみ処理の現状把握と課題の抽出

下記事項について、上記(1)、(2)、その他関係資料等を基に整理する。

- ア ごみ排出量の推移
- イ リサイクル率、品目別資源回収量の推移
- ウ 中間処理の状況（焼却その他の中間処理の量及び推移）
- エ 最終処分の状況（最終処分量等の推移）
- オ 現時点での広域化状況の評価

現在までの取組内容とごみ処理施設数の推移（効果）及び「新岡山ごみ処理広域化計画」の目標値との比較による、評価を行う。

- カ 社会情勢の変化
- キ 市町村のごみ処理に係る課題の抽出

(5) 人口及びごみ排出量の将来予測

- ア 予測は2050年度までを行い、算出方法を明らかにすること。
- イ ごみ排出量については、人口のほか、上記2(2)を基に、プラスチックの回収増加の見込、生ごみ等有機性廃棄物のバイオマス利活用の進展の見込その他、ごみ排出量に影響を与えると考えられる要因を考慮すること。

(6) その他

- ・契約締結後、2週間以内を目処に業務計画（スケジュール）を提出すること（様式は問わない。）
- ・進捗状況に応じ、県と打ち合わせを実施する。打ち合わせは月1回程度の頻度とするが、オンラインを基本とし、必要に応じて対面で実施する。（対面実施回数は最大3回程度を想定。）

3 令和8年度に予定している業務内容（参考）

以下の業務は令和8年度に現時点で予定している業務であり、参考に示す。

(1) 広域化・集約化の骨子の作成

令和8年度の長期広域化・集約化計画の策定に向け、関係者と協議を行うための骨子を作成する。

ア 基本方針の策定

国通知及び市町村（関係一部事務組合を含む。）の意向を十分踏まえたものとする。

イ ブロック区割り案の設定

上記2の(1)～(6)の結果をもとに、2050年度までのブロック区割り案を設定する。

ごみ焼却施設については、国通知にある300t/日以上又は600t/日以上の施設の

導入を検討するものとするが、地域性等を考慮し、より持続可能な廃棄物処理体制が確保できると思料される場合は、必ずしも大規模化する必要はない。

ブロック区割り案について、現行のブロック区割りを基本として複数パターン示すこと。パターン設定の考え方等について提案すること。

ウ 広域化・集約化により得られる効果の分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の一般廃棄物処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制の場合を比較し、分析する。

比較分析項目として、ごみ処理事業経費（処理施設更新、維持管理、収集・運搬費を含む。）、温室効果ガス削減効果を設定するものとする。その他、適切な項目があれば提案する。

(2) ブロック別の施設整備計画の作成

(3) 広域化・集約化推進施策の検討

広域化・集約化に向けた県の役割を検討し、提案する。

(4) 広域化・集約化推進協議会の開催・運営等

国通知に記載するごみ処理広域化・集約化協議会の開催及び現計画に基づくブロック（6ブロック）ごとの協議会の開催・運営支援を行う。

ア 開催回数

ごみ処理広域化・集約化協議会 1回

各ブロック2回開催×6ブロックを想定する。

イ 備考

資料作成・印刷（各会議20部程度）を含む。

(5) 長期広域化・集約化計画の作成

素案の作成を含む。

パブリックコメントへの対応支援を含む。

印刷部数は素案を100部、計画本体を100部とする。

(6) その他長期広域化・集約化計画策定に資する事項を提案する。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 成果物

(1) 業務報告書

・本編（A4版 最大100ページ 10部）

・電子データ

なお、印刷物については、次の要件を満たすこと。

・オフセット印刷の場合には、植物由来の油を含有したインキで、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキを使用するよう努めること。

6 その他

- (1) 本作業の再委託を禁止する。ただし、本県の承認を得た場合を除く。
- (2) 本作業から知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 資料の収集は、県が提供するものを除き、原則として受託者の責任において行う。
- (4) 業務を遂行するに当たって、不明又は不審な点が生じた場合には、直ちに県に協議するものとする。
- (5) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、岡山県と業務受託者は相互に連絡を密にすること。
- (6) 計画の策定に当たっては、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」、「第5次岡山県廃棄物処理計画」等の県の上位計画及び国の「循環型社会形成推進基本計画」等関係する諸計画と整合させること。なお、例に挙げた計画が改訂等されている場合は、最新版と整合させること。
- (7) 施策等の提示、関係資料の作成に当たっては、県と事前に協議すること。
- (8) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、その他必要な措置を受託者の負担によって行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めがない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、別途県と協議するものとする。